

盛岡市

パートナーシップ・ ファミリーシップ制度

令和5年

5月1日 開始!

盛岡市では、性別等にかかわらず、誰もが自分らしく生き生きと暮らせるまちづくりを目指し、令和5年5月1日から「盛岡市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」を開始しました。

この制度は、性別や性自認、性的指向にかかわらず、互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に支え合うことを約束したお2人が市に宣誓したことを証し、宣誓書受領証を交付する制度です。

性的マイノリティのカップルや事実婚のカップルなどが利用できます。また、互いの親や子についても家族として宣誓することができます。

事業者の皆さまへ

この制度の対象となる方々は、2人の関係性を対外的に証明できないことの不便や、法律上の夫婦であれば受けられるサービスが適用されない、家族としての扱いが受けられないなどの様々な生きづらさを抱えています。

この制度には、婚姻制度のような法律上の効力はありませんが、2人の関係が尊重され、自分らしく安心して生きることができるよう市が応援するものです。

事業者の皆さまにおかれましては、受領証や受領証カードの提示を受けた場合は、趣旨をご理解いただき、本制度を活用できる場面が増えますよう、ご協力をお願いいたします。

【問い合わせ】

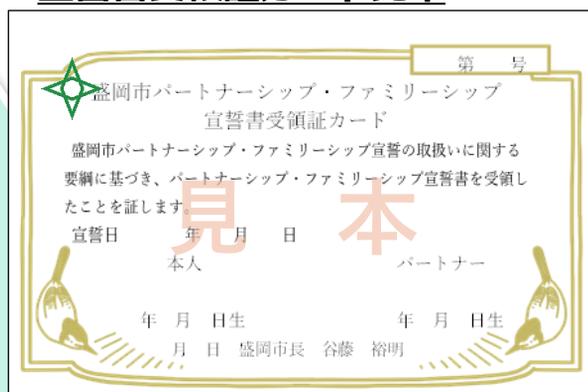
盛岡市 男女共同参画推進室

〒020-8530 盛岡市内丸12番2号

(市役所本館1階市民協働推進課内)

電話：019-626-7525 メール：djs@city.morioka.iwate.jp

宣誓書受領証カード見本



サービスの一例(先行都市の例)

- 医療機関で家族として面会や病状説明が可
- パートナーとの住宅入居が可
- 各種夫婦・家族サービスの適用

など

詳しくはこちら

